

公益社団法人 日本義肢装具士協会  
代議員選挙規程

第1章 総 則

(適 用)

第 1 条 この規定は、公益社団法人日本義肢装具士協会（以下、「当法人」という。）の定款第 15 条に基づいて代議員の選任に関し必要な事項を定める。

(任 期)

第 2 条 代議員の任期は、選任の 4 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。また再選を妨げない。

2 代議員の任期中に、役員を兼務することはできない。

(選挙管理委員会)

第 3 条 代議員選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、選挙区ごとに、会長が委嘱した委員により構成する。

3 選挙管理委員は選挙権と被選挙権を失うものとする。

4 役員は、選挙管理委員になることはできない。

第 4 条 選挙管理委員会委員長は、委員の互選により決定する。

第 5 条 選挙管理委員会は、会長により承認を受けた日から、当該選挙の次の通常の代議員選挙を担当する選挙管理委員会が発足するまでの期間設置する。

第 2 章 選挙区による代議員選挙

(選 任)

第 6 条 代議員は、選挙区内の正会員による選挙によって選任される。

(選挙区)

第 7 条 選挙区は、1 区：北海道支部、2 区：東北支部、3 区：東日本支部、4 区：中部日本支部、5 区：西日本支部、6 区：南日本支部の 6 ブロックをもって、選挙区とする。

(定 数)

第 8 条 代議員定数は選挙区ごとに、その正会員数に応じて決定する。

- 2 各選挙区の代議員定数は、選挙を実施する年の 4 月 30 日時点の各選挙区内の正会員数を 20 で除して算出し、小数点以下の端数は切り上げるものとする。

(選挙権を有する者)

第 9 条 代議員選挙において選挙権を有する者は、選挙を実施する年の 4 月 30 日現在、日本国内に居住し、かつ会費を完納している正会員とする。

(被選挙権を有する者)

第 10 条 代議員選挙において被選挙権を有する者は、選挙を実施する年の 4 月 30 日現在、日本国内に居住し、かつ会費を完納している正会員とする。

(選挙の告示)

第 11 条 選挙管理委員会は、投票期間の初日の 60 日前までに正会員に選挙の実施を協会ホームページに告示しなければならない。

(立候補者の告示)

第 12 条 選挙管理委員会は、立候補者の資格審査を行い、選挙区ごとに名簿を作成し、投票期間の初日の 30 日前までにこれを告示する。

(投票用紙の配付)

第 13 条 選挙管理委員会は、投票期間の初日までに選挙権を有する正会員に対し、投票用紙および立候補者名簿を送付する。

(投票方法)

第 14 条 投票は、指定された記載方式に従い、定数内連記投票とする。

- 2 選挙管理委員会は、投票期間中に郵送された投票用紙を受領し、開票日まで厳重に保管・管理しなければならない。
- 3 立候補者が定数または定数に満たない選挙区では、無投票当選とする。

(開 票)

第 15 条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

(当選者の決定)

- 第 16 条 選挙区ごとに立候補者を得票順に並べ、各選挙区の定数に至るまでを当選とする。
- 2 得票数の同じ者がいる場合は、選挙管理委員長が抽選により決定する。
  - 3 立候補者が定数に満たない選挙区では、当該選挙区選挙管理委員が代議員を定数になるまで選任することができる。
  - 4 役員が当選した場合は、直後に開催される定期総会をもって役員の職を失う。
  - 5 得票の多い順から次点者を決定し予備代議員とする。次点者がいない場合は選挙管理委員会が、あらかじめ選挙区ごとに 2 名以上の予備代議員を選任する。

(選挙結果の告示)

第 17 条 選挙管理委員会は、選挙結果を 7 日以内に協会ホームページに掲載する。

(選挙の疑義)

- 第 18 条 選挙の効力に関して異議のある選挙権を有する正会員は、前条にある選挙結果の告示日より 14 日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。
- 2 申し立てのあった場合は、選挙管理委員会で審議し解決策を決定する。

### 第 3 章 欠員の補充

(欠員の補充)

第 19 条 何らかの事由により代議員に欠員が生じたときは、予備代議員から繰り上げて補充するものとする。それでも満たない場合は、定款第 15 条第 6、7、8 項に従う。

(移動に伴う代議員資格)

第 20 条 代議員は、所属選挙区を移動しても、任期中は当選選挙区としての代議員資格を保持するものとする。

### 第 4 章 雑 則

(補 則)

第 21 条 定款及び代議員選挙規定に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営及び代議員選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

(規程の変更)

第 22 条 この規定の変更は、理事会の決議による。

(附 則)

1. この規程は、平成 28 年 7 月 16 日より、施行する。
2. 第 2 条の任期を、定款の変更に合わせて修正 (平成 30 年 9 月 22 日)